

<消費税率引き上げに伴う労務費率の暫定措置に係る電子申請について>

以下のケースに該当する場合には、記載内容に則して電子申請いただくことが可能です。

一括有期事業

① 平成26年度中に終了した事業

- 別紙1「一括有期事業（確定）の電子申請用計算書」の③の金額を確定保険料申告書（徴収則様式第6号（甲））の「⑧保険料・一般拠出金算定基礎額」欄の労災保険分（□）の欄に転記し、申告してください。
- 計算いただいた別紙1「一括有期事業（確定）の電子申請用計算書」は、PDFファイルに変換して、確定保険料申告書（徴収則様式第6号（甲））と合わせて申告してください。

※ 別紙1のファイルについては、当該ファイルの別シート（「別紙1」）をご活用ください。

（*）なお、上記①に合わせて申告いただく、一括有期事業報告書（徴収則様式第7号（甲））及び一括有期事業総括表の電子申請については、請負金額については暫定措置が適用される場合であっても、108分の105を乗じていない額の入力で結構です。

単独有期事業

① 平成25年10月1日から平成27年3月31日までに事業を開始し、平成27年4月1日以後に終了した事業

- 別紙2「単独有期事業（確定）の電子申請用計算書」の⑥の金額を、確定保険料申告書（徴収則様式第6号（乙））の「⑬保険料算定基礎額」欄に転記し、申告してください。
なお、「⑧請負金額の内訳」欄については入力は不要としますが、記載いただいても差し支えはありません。
- 計算いただいた別紙2「単独有期事業（確定）の電子申請用計算書」は、PDFファイルに変換して、確定保険料申告書（徴収則様式第6号（乙））と合わせて申告してください。
※ 別紙2のファイルについては、当該ファイルの別シート（「別紙2」）をご活用ください。

② 平成25年9月30日以前に事業を開始し、平成27年4月1日以後に終了した事業のうち、平成25年10月1日以後に請負金額の増額が生じた事業

- 別紙3「単独有期事業（請負金額確定増額）の電子申請用計算書」の⑤の金額を、確定保険料申告書（徴収則様式第6号（乙））の「⑬保険料算定基礎額」欄に転記し、申告してください。
なお、「⑧請負金額の内訳」欄については入力は不要としますが、記載いただいても差し支えはありません。
- 計算いただいた別紙3「単独有期事業（請負金額確定増額）の電子申請用計算書」は、PDFファイルに変換して、確定保険料申告書（徴収則様式第6号（乙））と合わせて申告してください。
※ 別紙3のファイルについては、当該ファイルの別シート（「別紙3」）をご活用ください。